

グループホームうぐいす料金表

○一般入居の場合

(1) 要介護費

要支援・要介護度	①認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)(10割)	②医療連携加算(10割)	③サービス提供体制強化加算Ⅰ(10割)	④利用者負担金(1割)①+②+③	⑤介護職員処遇改善加算Ⅰ(1割)④×39/1000×30	1か月あたりの利用者負担合計(30日計算)(④×30)+⑤
要支援2	¥ 7,850	¥ -	¥ 60	¥ 791	¥ 925	¥ 24,655
要介護1	¥ 7,890	¥ 390	¥ 60	¥ 834	¥ 976	¥ 25,996
要介護2	¥ 8,270	¥ 390	¥ 60	¥ 872	¥ 1,020	¥ 27,180
要介護3	¥ 8,520	¥ 390	¥ 60	¥ 897	¥ 1,049	¥ 27,959
要介護4	¥ 8,690	¥ 390	¥ 60	¥ 914	¥ 1,069	¥ 28,489
要介護5	¥ 8,860	¥ 390	¥ 60	¥ 931	¥ 1,089	¥ 29,019

○ショートステイの場合

(1) 要介護費

要支援・要介護度	①認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)(10割)	②医療連携加算(10割)	③サービス提供体制強化加算Ⅰ(10割)	④利用者負担金(1割)①+②+③	⑤介護職員処遇改善加算Ⅰ(1割)④×39/1000×30	1か月あたりの利用者負担合計(30日計算)(④×30)+⑤
要支援2	¥ 8,150	¥ -	¥ 60	¥ 821	¥ 961	¥ 25,591
要介護1	¥ 8,190	¥ 390	¥ 60	¥ 864	¥ 1,011	¥ 26,931
要介護2	¥ 8,570	¥ 390	¥ 60	¥ 902	¥ 1,055	¥ 28,115
要介護3	¥ 8,820	¥ 390	¥ 60	¥ 927	¥ 1,084	¥ 28,894
要介護4	¥ 8,990	¥ 390	¥ 60	¥ 944	¥ 1,104	¥ 29,424
要介護5	¥ 9,160	¥ 390	¥ 60	¥ 961	¥ 1,124	¥ 29,954

①サービスが介護保険の適用を受ける場合は、原則として介護費用の1割をお支払いいただきます。

②保険料の滞納などにより、上記の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額(10割)をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

③初期加算(一般入所30日間:30円/日)・退所時相談援助加算(400円/1回)・看取り介護加算(死亡日以前4~30日:80円/日、死亡日前日及び前々日:680円/日、死亡日:1,280円/日を死亡月に請求)が、別途利用者負担金に加算されます。

④介護職員処遇改善加算(Ⅰ)1ヶ月あたりの総単位数(上記加算減算を加えたもの)に39/1000を乗じた単位数とします。(小数点以下四捨五入)

(2) 食費及び管理費

	1日あたり	1ヶ月あたり(30日)
食費	¥ 1,000	¥ 30,000
管理費	¥ 1,200	¥ 36,000

(3) 合計30日(1)+(2)

要支援・要介護度	一般入居の場合	ショートステイの場合
要支援2	¥ 91,591	¥ 91,591
要介護1	¥ 92,931	¥ 92,931
要介護2	¥ 64,115	¥ 94,115
要介護3	¥ 94,894	¥ 94,894
要介護4	¥ 95,424	¥ 95,424

(4) その他の費用

おしめ代	実費
理美容代	実費
日常生活に要する費用で本人の負担となるもの	要した費用の実費

グループホームうぐいす料金表

要介護5	¥ 95,954	¥ 95,954
------	----------	----------